

下記内容は、千葉県の一例です。他の都道府県の場合には、各窓口でご確認ください。

No	予定月日	項 目
1	月 日	医療法人説明会出席(医療整備課)
2	月 日	作業準備
	月 日	(1)定款案の作成
	月 日	(2)社員候補者の選定
	月 日	(3)役員候補者の選定
	月 日	(4)診療所に係る土地・建物、医療機器、備品、薬品等の所有関係及び価格を確認
	月 日	(5)出資内容及び出資額の検討(特に医業の継続性の観点から)
	月 日	(6)(自己所有の土地・建物を法人と賃貸借する場合)適正と認められる賃借料の範囲内で賃貸借契約書案の作成(契約期間は、概ね10年以上必要)
	月 日	(7)医療法・医師法その他関係法令等に違反となるような点はないか確認し、あれば改善しておく
	月 日	(8)現在の経営状況に基づき法人の事業計画書・予算書を作成しておく
3	月 日	設立総会の開催
4	月 日	設立認可申請書の作成
5	月 日	事前審査(医療整備課)予約をした上 事前審査期間中 に審査を受ける ○ 押印、袋綴以外の作業は全て完成していること(証明書類は写し可) ○ 書類は2セット持参し、1セットは提出する
6	月 日	設立認可申請書の提出(所管保健所に3部提出) 受付期間中に この際に後記19・20・23・24に関する書類を保健所から受け取っておく
7	月 日	本審査(医療整備課)
8	月 日	現地調査(15床以上の診療所及び病院)
9	月 日	医療審議会に諮問
10	月 日	医療審議会での審議
11	月 日	医療審議会からの答申
12	月 日	認可の決済(医療整備課)
13	月 日	認可書の送付(医療整備課→保健所)
14	月 日	認可書の交付(保健所→申請者) 認可書と申請書の副本が交付される
15	月 日	設立登記書類の作成→自署押印
16	月 日	登記申請
17	月 日	登記完了(この時点で法人が設立されたことになる)
18	月 日	出資の払込
19	月 日	「医療法人の設立完了届」の提出(管轄保健所に提出) ここまでで当事務所の事務は完了です。以下手続きにつきましては、別途ご相談となります。
20	月 日	医療法人の「診療所開設許可申請書」の提出(管轄保健所に提出)
21	月 日	医療法人の「診療所開設許可申請書」の審査(管轄保健所)
22	月 日	医療法人の診療所開設許可(管轄保健所→申請者)
	月 日	(有床診療所の場合のみ以下の手続)
	月 日	医療法人の「診療所使用許可申請書」の提出(管轄保健所)
	月 日	医療法人の「診療所使用許可申請書」の審査
23	月 日	医療法人の診療所使用許可(管轄保健所→申請者)
	月 日	個人の診療所廃止届の提出(管轄保健所)
24	月 日	医療法人の診療所開設届(開設届受理証明の申請をして証明書の交付を受ける)
25	月 日	保険医療機関指定の切り替え手続 (千葉社会保険事務局保険課医療係) 原則として、毎月25日締切(開庁日は繰上)翌月1日保険診療開始